

介護保険法に基づく

予防訪問看護

利用料金表

(2024年6月1日適用)

介護保険法による利用料金は次の基準によります。

1 利用者負担額

内 容	金 額
法定代理受領サービス分(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準による額の1割～3割
法定代理受領サービス分以外 (居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等)	厚生労働大臣が定める基準による額(全額)

《1割負担の額》

算定回数	内 容		所 要 時 間				
			20分未満	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上
訪問1回 につき 算 定	保健師、看護師		310 円	461 円	810 円	1,113円	下記参照
	准看護師		279 円	415 円	730 円	1,002円	
	内 容		所 要 時 間				
			20分	40分	60分	60分を超えた場合	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		290 円	580 円	435 円	その他の料金※下記参照	
	早朝	午前6時～午前8時	100分の25を加算				
	夜間	午後6時～午後10時					
	深夜	午後10時～午前6時	100分の50を加算				
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	札幌市に届出た指定訪問看護事業所	7円				
	サービス提供体制強化加算Ⅱ		3円				
	長時間訪問看護加算	90分を超える訪問を行った場合 (特別管理加算対象)	307 円				
	複数名訪問看護加算(Ⅰ)	同時に複数の看護師等との訪問看護を 行ったときに加算	260 円		411 円		
	複数名訪問看護加算(Ⅱ)		206 円		324 円		
月1回 算 定	緊急時訪問看護加算(1)	24時間対応体制実施ステーション で利用者等から同意を得た場合、 月の初回訪問時に算定	613 円				
	緊急時訪問看護加算(2)		586 円				
	特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し て計画的な管理を行った場合、月の初 回訪問日に算定	511 円				
	特別管理加算Ⅱ		256 円				
	専門管理加算	専門の研修及び特定行為研修研修を修了し た看護師が計画的な管理を行った場合	256 円				
	看護体制強化加算(Ⅰ)	札幌市に届出た指定訪問看護事業所	613 円				
	看護体制強化加算(Ⅱ)		307 円				
	看護・介護 職員連携強化加算	介護職員と連携し助言等の支援を 行い特定行為業務を行った場合	256 円				
	口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を 情報提供した場合	52 円				
その他 の算定	予防初回加算(Ⅰ)	初回訪問日及び退院又は退所した日に 訪問した場合	358 円				
	予防初回加算(Ⅱ)	初回訪問日及び退院又は退所した翌日 以降に訪問した場合	307 円				
	退院時共同指導加算	入院・入所中に医療機関と共同し指導 を行った場合に算定	613 円				
	遠隔死亡診断補助加算	死亡診断の補助を行った場合	154 円				

※ 公費負担医療制度については別途ご相談ください。

2 その他の利用料

種 類		内 容		金 額				
超過料金	保健師 看護師 准看護師	90分を超えての訪問及 び早朝、夜間、深夜にサー ビスを提供する場合	日 中	午前 8時	～	午後 6時	30分ごとに	4,800円
			早 朝	午前 6時	～	午前 8時	30分ごとに	6,000円
			夜 間	午後 6時	～	午後10時		
			深 夜	午後10時	～	午前 6時	30分ごとに	7,200円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	60分を超えての訪問及 び早朝、夜間、深夜にサー ビスを提供する場合	日 中	午前 8時	～	午後 6時	20分ごとに	3,200円
			早 朝	午前 6時	～	午前 8時	20分ごとに	4,000円
			夜 間	午後 6時	～	午後10時		
			深 夜	午後10時	～	午前 6時	20分ごとに	4,800円
訪問看護業務以外の提供		やむを得ない場合にサービス提供した場合					30分ごとに	1,500円
交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合	営業車利用(利用者の要請による) 交通機関利用の場合					実 費	
エンゼルケア		故人の尊厳を守り、ご家族の気持ちによりそう逝去後に行う処置					10,000円	
キャンセル料		前日17:00までに連絡がなかった場合					2,000円	

介護保険法に基づく訪問看護利用料金表

(2024年6月1日適用)

介護保険法による利用料金は次の基準によります。

1 利用者負担額

内 容	金 額
法定代理受領サービス分(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準による額の1割～3割
法定代理受領サービス分以外 (居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等)	厚生労働大臣が定める基準による額(全額)

《1割負担の額》

算定回数	内 容		所 要 時 間				
			20分未満	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上
訪問1回 につき 算 定	保健師、看護師		321 円	481 円	841 円	1,152円	下記参照
	准看護師		289 円	433 円	757 円	1,037円	
	内 容		所 要 時 間				
			20分	40分	60分	60分を超えた場合	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		301 円	601 円	812 円	その他の料金※下記参照	
	早朝	午前6時～午前8時	100分の25を加算				
	夜間	午後6時～午後10時					
	深夜	午後10時～午前6時	100分の50を加算				
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	札幌市に届出た指定訪問看護事業所	7円				
	サービス提供体制強化加算Ⅱ		3円				
	長時間訪問看護加算	90分を超える訪問を行った場合 (特別管理加算対象)	307 円				
	複数名訪問看護加算(Ⅰ)	同時に複数の看護師等との訪問看護を 行ったときに加算	260 円		411 円		
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	206 円		324 円				
月1回 算 定	緊急時訪問看護加算(1)	24時間対応体制実施ステーション で利用者等から同意を得た場合、 月の初回訪問時に算定	613 円				
	緊急時訪問看護加算(2)		586 円				
	特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し て計画的な管理を行った場合、月の初 回訪問日に算定	511 円				
	特別管理加算Ⅱ		256 円				
	ターミナルケア加算	ターミナルケア実施時に算定	2,553 円				
	専門管理加算	専門の研修及び特定行為研修研修を修了し た看護師が計画的な管理を行った場合	256 円				
	看護体制強化加算(Ⅰ)	札幌市に届出た指定訪問看護事業所	613 円				
	看護体制強化加算(Ⅱ)		307 円				
	看護・介護 職員連携強化加算	介護職員と連携し助言等の支援を 行い特定行為業務を行った場合	256 円				
	口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を 情報提供した場合	52 円				
その他 の算定	初回加算(Ⅰ)	初回訪問日及び退院又は退所した日に 訪問した場合	358 円				
	初回加算(Ⅱ)	初回訪問日及び退院又は退所した翌日 以降に訪問した場合	307 円				
	退院時共同指導加算	入院・入所中に医療機関と共同し指導 を行った場合に算定	613 円				
	遠隔死亡診断補助加算	死亡診断の補助を行った場合	154 円				

※ 公費負担医療制度については別途ご相談ください。

2 その他の利用料

種 類		内 容		金			額		
超過料金	保健師 看護師 准看護師	90分を超えての訪問及び早朝、夜間、深夜にサービスを提供する場合	日 中	午前 8時	～	午後 6時	30分ごとに	4,800円	
			早 朝	午前 6時	～	午前 8時	30分ごとに	6,000円	
			夜 間	午後 6時	～	午後10時			
			深 夜	午後10時	～	午前 6時	30分ごとに	7,200円	
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	60分を超えての訪問及び早朝、夜間、深夜にサービスを提供する場合	日 中	午前 8時	～	午後 6時	20分ごとに	3,200円	
			早 朝	午前 6時	～	午前 8時	20分ごとに	4,000円	
			夜 間	午後 6時	～	午後10時			
			深 夜	午後10時	～	午前 6時	20分ごとに	4,800円	
訪問看護業務以外の提供		やむを得ない場合にサービス提供した場合			30分ごとに	1,500円			
交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合	営業車利用(利用者の要請による) 交通機関利用の場合					実 費		
エンゼルケア		故人の尊厳を守り、ご家族の気持ちによりそう逝去後に行う処置						10,000円	
キャンセル料		前日 17:00までに連絡がなかった場合						2,000円	

訪問看護療養費 料金表

利用料金の負担割合額は、1割～3割と定められています。

(2026年6月1日適用)

訪問看護基本療養費			週3回まで	週4回目以降	
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	保健師、助産師、看護師、		5,550円	6,550円	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		5,550円	5,550円	
	准看護師		5,050円	6,050円	
	専門看護師(管理費用の算定なし) 1回/月		12,850円	—	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) ※同一建物	保健師、助産師、看護師、	2人	5,550円	6,550円	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		5,550円	5,550円	
	保健師、助産師、看護師、	3人以上 9人以下	2,780円	3,280円	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		2,780円	2,780円	
	准看護師	2人	5,050円	6,050円	
	准看護師	3人以上	2,530円	3,030円	
	専門看護師(管理費用の算定なし) 1回/月	12,850円	—		
基本療養費(Ⅲ) ※外泊時	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		8,500円	—	
訪問看護管理療養費			1日目/月	2日目以降/月	
機能強化型訪問看護管理療養費 1～3以外			7,710円	3,010円	
機能強化型訪問看護管理療養費 1			13,230円	3,010円	2日目以降 /月 単一建物 居住 20人以上
機能強化型訪問看護管理療養費 2			10,030円	3,010円	
機能強化型訪問看護管理療養費 3			8,700円	3,010円	
訪問看護物価対応料			60円 (R9～120円)	20円 (R9～40円)	
24時間対応体制加算	1回/月	I	6,800円	—	
		II	6,520円		
夜間・早朝訪問看護加算	早朝(午前6時～午前8時)	1回/日	2,100円	同一建物内3人以上9人以下 月15日目まで2,100円 同一建物内3人以上9人以下 月15日目まで4,200円	
	夜間(午後6時～午後10時)				
深夜訪問看護加算	深夜(午後10時～午前6時)	1回/日	4,200円		
緊急訪問看護加算	14日目まで/月(主治医の指示)		2,650円		
	15日目以降/月(主治医の指示)		2,000円		
特別管理加算	1回/月(重症度の高い方)	I	5,000円	—	
	1回/月	II	2,500円		
			同一建物内 1人又は2人	3人又は9人以下	
難病等複数回訪問加算 ※同一建物	2回/日		4,500円	4,000円	
	3回/日以上		8,000円	月20日目まで 7,200円 21日以降6,900円	
複数名訪問看護加算 (看護職員※1と左記職員) ※同一建物	看護師等 ※2(イ～ニ)	週1日	4,500円	4,000円	
	准看護師(イ～ニ)		3,800円	3,400円	
	その他職員※3(ニ～ヘ)	週3日	3,000円	2,700円	
	その他職員(イ～ハ)	1日に1回	3,000円	2,700円	
	その他職員(イ～ハ)	1日に2回	6,000円	5,400円	
	その他職員(イ～ハ)	1日に3回	10,000円	9,000円	
長時間訪問看護加算	1回/週(3回の場合もあり)		5,200円		
乳幼児加算(6歳未満)	6才未満の乳児	1回/日	1,400円		
	厚生労働大臣が定める者に該当する 6才未満の乳児		1,800円		
退院時共同指導加算	1回/月(がん末期等は2回)		8,000円	—	
特別管理指導加算	1回/月(がん末期等は2回)		2,000円	—	
退院支援指導加算	退院時(退院当日の訪問が必要な場合)		6,000円	(長時間) 8,400円	
在宅患者連携指導加算	1回/月		3,000円	—	
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2回/月まで		2,000円	—	
看護・介護職員連携強化加算	1回/月		2,500円	—	
訪問看護ターミナルケア療養費 1	在宅又は特別養護老人ホーム等の場合		25,000円	—	
訪問看護ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホーム等で介護加算を算定している場合		10,000円	—	
情報提供療養費 1	1回/月 市町村等へ情報提供		1,500円	—	
情報提供療養費 2	1回/月 入学時・転校時等の情報提供		1,500円	—	

情報提供療養費 3	1回/月 保険医療機関に入院・入所にあたり情報提供	1,500円	—
訪問看護遠隔診療補助料	1回/月	2,650円	—
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いて主治医の指示で補助した場合	1,500円	—
専門管理加算	1回/月	2,500円	—
ベースアップ評価料（Ⅰ）	1回/月	1,050円	—
ベースアップ評価料（Ⅱ）	1回/月	30円～1,080円	—
訪問看護医療情報連携加算	1回/月	1,000円	—
訪問看護医療DX情報活用加算	1回/月	50円	—

2 その他の利用料

項 目	内 容	金 額
超過料金	30分ごとに加算（90分を越えた場合）	基本料金 + 1,600円
	1日に2回目以降の訪問（90分未満）	基本料金 + 3,000円
休日料金	営業日以外に訪問した場合	基本料金 + 3,200円
夜間・早朝料金	営業時間外に訪問した場合	基本料金 + 3,200円
交通費	ステーションから往復4kmまで	200円
	ステーション車使用	ステーションから往復4～10kmまで
		ステーションから往復10kmを超えた場合
		400円
	営業車利用(利用者の要請による)、交通機関利用の場合	実 費
訪問看護業務以外の提供	30分ごとに加算（やむを得ない場合にサービス提供した場合）	1,500円
エンゼルケア	故人の尊厳を守り、ご家族の気持ちによりそう逝去後に行う処置	10,000円
介護用品、衛生材料、処置に必要な材料		実 費
キャンセル料	前日17:00までに連絡がなかった場合	2,000円

※基本療養費Ⅱは同一建物居住者（複数）の場合の料金です。その日により基本療養費Ⅰになる場合もあります。
基本療養費Ⅱを算定の場合は交通費は折半となります。

※厚生労働大臣が定める疾病 の方は、週4回以上の訪問が可能です。

※上記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能です。

※複数名訪問看護加算について

- イ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
- ロ 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
- ハ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ニ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ホ 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者
- ヘ その他利用者の状況等から判断して、イからホのいずれかに準ずると認められる者

※1保健師、助産師、看護師、准看護師

※2保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

※3保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助者

※訪問看護医療情報連携加算について

利用者様の情報を速やかに医療機関等に共有することで、迅速で適切な対応が可能になり、利用者様に寄り添った訪問看護サービスを提供するためにICTを用いて医療機関等と情報共有させていただいております。

精神科訪問看護療養費 料金表

利用料金の負担割合額は、1割～3割と定められています。

(2026年6月1日適用)

精神科訪問看護基本療養費		週3回まで	週4回目以降
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅰ)	保健師、看護師、作業療法士	30分以上	5,550円
		30分未満	4,250円
	准看護師	30分以上	5,050円
		30分未満	3,870円
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅲ) ※同一建物	保健師、看護師、作業療法士	2人30分以上	5,550円
		2人30分未満	4,250円
		3人30分以上	2,780円
		3人30分未満	2,130円
	准看護師	2人30分以上	5,050円
		2人30分未満	3,870円
		3人30分以上	2,530円
		3人30分未満	1,940円
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅳ) ※外泊時	保健師、看護師、作業療法士	8,500円	—

訪問看護管理療養費	1日目/月	2日目以降/月	
機能強化型訪問看護管理療養費 1～4以外	7,710円	3,010円	
機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230円	3,010円	2日目以降/ 月 単一建物居 住 20人以上は 2,510円
機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030円	3,010円	
機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700円	3,010円	
機能強化型訪問看護管理療養費 4	9,030円	3,010円	
訪問看護物価対応料	60円 (R9～120円)	20円 (R9～40円)	

24時間対応体制加算	1回/月	I	6,800円	—
		II	6,520円	
夜間・早朝訪問看護加算	早朝(午前6時～午前8時) 夜間(午後6時～午後10時)	1回/日	2,100円	同一建物内3人以上9 人以下 月15日目まで2,100
深夜訪問看護加算	深夜(午後10時～午前6時)	1回/日	4,200円	同一建物内3人以上9 人以下 月15日目まで4,200
精神科緊急訪問看護加算	14日目まで/月(主治医の指示)		2,650円	—
	15日目以降/月(主治医の指示)		2,000円	
特別管理加算	1回/月(重症度の高い方)	I	5,000円	—
	1回/月	II	2,500円	

			同一建物内 1人又は2人	3人又は9人以下
精神科複数回訪問加算 ※同一建物	2回/日		4,500円	4,000円
	3回/日以上		8,000円	月20日目まで 7,200円 21日以降6,900円
複数名精神科訪問看護加算 (看護職員※1と左記職員) ※同一建物	看護師等 ※2(イ～ニ)	週1日	4,500円	4,000円
	准看護師(イ～ニ)		3,800円	3,400円
	その他職員※3(ニ～ヘ)	週3日	3,000円	2,700円
	その他職員(イ～ハ)	1日に1回	3,000円	2,700円
	その他職員(イ～ハ)	1日に2回	6,000円	5,400円
	その他職員(イ～ハ)	1日に3回	10,000円	9,000円
長時間精神科訪問看護加算	1回/週		5,200円	—
退院時共同指導加算	1回/月		8,000円	—
特別管理指導加算	1回/月		2,000円	—
退院支援指導加算	退院日の訪問		6,000円(長時間)	8,400円
在宅患者連携指導加算	1回/月		3,000円	—
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2回/月まで		2,000円	—
精神科重症患者支援管理連携加算	1回/月	精神科重症患者支援管理料2のイ	8,400円	—
		精神科重症患者支援管理料2のロ	5,800円	—
看護・介護職員連携強化加算	1回/月		2,500円	—

訪問看護ターミナルケア療養費	1	在宅又は特別養護老人ホーム等の場合	25,000円	—
訪問看護ターミナルケア療養費	2	特別養護老人ホーム等で介護加算を算定している場合	10,000円	—
情報提供療養費 1	1回/月	市町村へ情報提供	1,500円	—
情報提供療養費 2	1回/月	入学時・転校時の情報提供	1,500円	—
情報提供療養費 3	1回/月	保険医療機関に入院・入所にあたり情報提供	1,500円	—
訪問看護遠隔診療補助料	1回/月		2,650円	—
遠隔死亡診断補助加算		情報通信機器を用いて主治医の指示で補助した場合	1,500円	—
専門管理加算	1回/月		2,500円	—
ベースアップ評価料（Ⅰ）	1回/月		1,050円	—
ベースアップ評価料（Ⅱ）	1回/月		30円～1,080円	—
訪問看護医療情報連携加算	1回/月		1,000円	—
訪問看護医療DX情報活用加算	1回/月		50円	—

2 その他の利用料

項 目	内 容	金 額
超過料金	30分ごとに加算（90分を越えた場合）	基本料金 + 1,600円
	1日に2回目以降の訪問（90分未満）	基本料金 + 3,000円
休日料金	営業日以外に訪問した場合	基本料金 + 3,200円
夜間・早朝料金	営業時間外に訪問した場合	基本料金 + 3,200円
交通費	ステーションから往復4kmまで	200円
	ステーション車使用	
	ステーションから往復4～10kmまで	300円
	ステーションから往復10kmを超えた場合	400円
	営業車利用(利用者の要請による)、交通機関利用の場合	実 費
訪問看護業務以外の提供	30分ごとに加算（やむを得ない場合にサービス提供した場合）	1,500円
エンゼルケア	故人の尊厳を守り、ご家族の気持ちによりそう逝去後に行う処置	10,000円
介護用品、衛生材料、処置に必要な材料		実 費
キャンセル料	前日17:00までに連絡がなかった場合	2,000円

※基本療養費Ⅲは同一建物居住者（複数）の場合の料金です。その日より基本療養費Ⅰになる場合もあり、基本療養費Ⅲを算定の場合は交通費は折半となります。

※上記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の**精神科特別訪問看護指示書**の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能です。

※複数名精神科訪問看護加算について

- イ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
- ロ 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
- ハ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ニ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ホ 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者
- ヘ その他利用者の状況等から判断して、イからホのいずれかに準ずると認められる者

※1保健師、助産師、看護師、准看護師

※2保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

※3保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助者

※訪問看護医療情報連携加算について

利用者様の情報を速やかに医療機関等に共有することで、迅速で適切な対応が可能になり、利用者様に寄り添った訪問看護サービスを提供するためにICTを用いて医療機関等と情報共有させていただいております。